

令和2年8月7日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

## 放課後キッズクラブの利用に関するお願いと利用料の返還について

日頃から、放課後キッズクラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

緊急事態宣言が解除された後においても、市中では新型コロナウイルスの新規感染者が依然として発生しています。

キッズクラブの利用に関する留意事項及び新型コロナウイルス感染症対策に起因するキッズクラブの休止等に伴う利用料の返還（6月15日以降）について、お知らせいたします。

### 1 新型コロナウイルス感染症発症時等について

#### (1) キッズクラブの利用にあたって

毎朝の健康観察を徹底していただき、お子さまの体調が普段と違う場合は、無理をせず、ご家庭で安静にする等の対応をお願いします。

また、お子さまが次に該当する場合、キッズクラブの利用はしないでください。

- ◆体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合
- ◆過去に発熱や呼吸器症状が認められる場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸時症状が改善傾向となるまで

#### (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用を自粛していただく場合

お子さまが次に該当する場合、キッズクラブは利用できません。（利用料返還の対象）

- ◆PCR検査が必要であると診断され、検査結果が出るまでの期間
- ◆利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまでの期間（PCR検査で陰性となった場合でも）
- ◆利用児童の感染が確認され、利用可能となるまでの期間

#### (3) クラブへの報告のお願い

お子さまが次に該当する場合については、キッズクラブへの報告にご協力をお願いします。

- ◇PCR検査が必要であると診断された場合（またはPCR検査を受検した場合）
- ◇濃厚接触者に特定された場合
- ◇感染が確認された場合

※学校に連絡したことをもって、キッズクラブに連絡は伝わりません。

お手数ですが、キッズクラブにも報告してください。

### 2 利用自粛に伴う利用料の返還について（利用区分2のみ）

#### (1) 利用料返還の要件

令和2年6月15日以降において、次の（ア）～（キ）の要件に該当し、キッズクラ